

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望する。

記

- 1 要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。
- 2 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
- 3 一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって介護サービスの手控えや中止という大きな影響が生じることが懸念されるため、現行の定率1割負担を維持すること。
- 4 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件を新たに加えることは、支給対象を減らすことになることから、支給要件のハードルをあげないこと。
- 5 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた

施策を講じること。

- 6 地域包括ケアシステムの推進にあたって、24 時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣	}	宛
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		